

災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）の
金利のお知らせ

令和元年 9 月

災害復興住宅融資
（高齢者向け返済特例・
倉敷市補助型）

適用期間

令和元年 9 月 1 日～令和元年 9 月 30 日までに融資のお申込みをされた方
次回の融資金利改定スケジュール（予定）

令和元年 10 月 1 日（発表 9 月 27 日）

- 融資の条件や手続については、「災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のご案内」（パンフレット）又は当機構ホームページ（www.jhf.go.jp）をご覧ください。

倉敷市補助対象融資 （注 1）	年 0.90% 〔年 0.90% 〕
倉敷市補助対象融資 を超える融資 （注 2）	年 1.79% 〔年 1.79% 〕

〔 〕内の金利は、改定前の金利です。

（注 1）

倉敷市が住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）に対して補助金を交付することを前提に、融資額 1,000 万円までの融資金利を一般の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の融資金利の 2 分の 1（小数点第 3 位を切上げ）とするものをいいます。

（注 2）

倉敷補助対象融資の融資額の上限（1,000 万円）を超えて利用する場合の融資で、一般の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の金利が適用となるものをいいます。

〔参考〕

毎月の支払額は、利息のみの支払いになります。以下の計算式で求めることができます。
借入希望額(10万円単位) × 融資金利 ÷ 12（1円未満切捨て）

※ 元金は、借り入れた方全員がお亡くなりになったときの一括返済となります。
詳しくは次ページの注意事項をご覧ください。

【用語の定義】

倉敷市補助対象融資	倉敷市が住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）に対して補助金を交付することを前提に、融資額1,000万円までの融資金利を一般の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の融資金利の2分の1（小数点第3位を切上げ）とするものをいいます。
倉敷市補助対象融資を超える融資	倉敷補助対象融資の融資額の上限（1,000万円）を超えて利用する場合の融資で、一般の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の金利が適用となるものをいいます。

資金使途	平成30年7月豪雨により倉敷市内で居住していた住宅に被害が生じた満60歳以上の方が、倉敷市内でご自分が居住するための住宅の建設、購入又は補修を行うための資金								
融 資 額	<p>■ 倉敷市補助対象融資 次のうち最も低い額まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1,000万円 ・ 所要額 ・ 申込区分に応じた融資限度額（下表の①） ・ 機構による担保評価額（下表の②） <p>■ 倉敷市補助対象融資を超える融資 次のうち最も低い額から倉敷市補助対象融資の融資額の上限（1,000万円）を差し引いた額まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所要額 ・ 申込区分に応じた融資限度額（下表①） ・ 機構による担保評価額（下表の②） 								
	申込区分	① 融資限度額 ② 機構による担保評価額（土地及び建物の合計額（10万円未満切捨て））							
	建設	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>建設資金</td><td>2,160万円</td></tr> <tr><td>土地取得資金</td><td>970万円</td></tr> <tr><td>整地資金</td><td>440万円</td></tr> </table> <p>※損壊家屋の除去費用も建設資金の融資対象に含めることができます。 ※整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等に利用できません。</p>	建設資金	2,160万円	土地取得資金	970万円	整地資金	440万円	
	建設資金	2,160万円							
土地取得資金	970万円								
整地資金	440万円								
購入	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td colspan="2">新築住宅</td></tr> <tr><td>リ・ユースプラス住宅</td><td rowspan="2">3,130万円</td></tr> <tr><td>リ・ユースプラスマンション</td></tr> <tr><td>リ・ユース住宅</td><td rowspan="2">2,830万円</td></tr> <tr><td>リ・ユースマンション</td></tr> </table> <p>※土地取得資金相当額が含まれます。</p>	新築住宅		リ・ユースプラス住宅	3,130万円	リ・ユースプラスマンション	リ・ユース住宅	2,830万円	リ・ユースマンション
新築住宅									
リ・ユースプラス住宅	3,130万円								
リ・ユースプラスマンション									
リ・ユース住宅	2,830万円								
リ・ユースマンション									
補修	<table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr><td>補修資金</td><td>730万円</td></tr> <tr><td>引方移転資金・整地資金</td><td>440万円</td></tr> </table> <p>※補修資金は、被災部分の補修と併せて行う増築工事や門扉の補修にも利用できます。 ※整地資金は、堆積土砂の排除、切土、盛土、擁壁の築造を行う場合等に利用できません。 ※引方移転資金と整地資金を併せて利用する場合は、合計で440万円が限度となります。</p>	補修資金	730万円	引方移転資金・整地資金	440万円				
補修資金	730万円								
引方移転資金・整地資金	440万円								
返済期間	申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなりになるときまでです。								

※り災時に別居していた申込本人の親族も被災し、かつ、その方が融資住宅に同居する場合は、①の建設の建設資金又は購入の融資限度額がそれぞれ630万円増額されます。
 ※申込区分が建設又は購入の場合で土地の権利が賃借権等のときは、①の建設の土地取得資金又は購入の融資限度額が減額されます。
 ※詳しくは、「災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）のご案内」をご覧ください。
 ※国、地方公共団体等から住宅の建設等に対する補助金を受ける方は、融資額が減額になる場合があります。

融 資 金 利	全期間固定金利型です。 なお、倉敷市補助対象融資の融資金利は、一般の災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）の融資金利の2分の1（小数点第3位を切上げ）となります。 ※借入申込日現在の融資金利が適用されます。
担 保	融資住宅及び敷地に、必ず、機構のために第1順位の抵当権を設定していただきます。 なお、倉敷市補助対象融資を超える融資を利用する場合は、倉敷市補助対象融資と倉敷市補助対象融資を超える融資に係る抵当権を同順位1位で設定していただきます。 ※申込人以外の所有者がいらっしゃる場合は、担保提供に同意していただく必要があります。土地の権利が賃借権等の場合で敷地に抵当権設定ができないときは、ご利用いただけません。 ※抵当権の設定費用（司法書士報酬等）は、申込人の負担となります。
火 災 保 険	返済終了までの間、融資住宅に、火災保険（損害保険会社の火災保険又は法律の規定による火災共済）を付けていただき、建物の火災による損害を補償対象としていただきます。 保険金額は、融資額以上*とします。 *融資額が損害保険会社の定める評価基準により算出した金額（評価額）を超える場合は、評価額とします。 ※火災保険料は、申込人の負担となります。
保 証 人	必要ありません。
手 数 料	融資手数料、返済方法変更手数料及び繰上返済手数料は、いずれも必要ありません。
高 齢 者 向 け 返 済 特 例 の 注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・本融資を申し込まれる方全員（連帯債務予定者の方を含みます。）に、機構によるカウンセリング相談を受けていただきます。 ・返済期間中は利息のみのお支払となり元金が減少しないため、総返済額（利息の支払総額及び一括返済する元金の合計額）は、一般的な返済方法の場合の総返済額（毎月の返済額の合計）を上回ります。 ・元金は、申込人（連帯債務者を含みます。）全員がお亡くなられたときに、相続人の方から、手元金による支払、融資住宅及び敷地の売却等の方法により一括してご返済いただきます。 <p>なお、機構は、融資住宅及び敷地の売却代金等によりご返済いただいた場合は、債務が残ったときでも、残った債務について相続人の方に請求しません。</p> <p>【災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）の特有事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉敷市補助対象融資と倉敷市補助対象融資を超える融資を併せて利用する場合は、借入申込書等はそれぞれについてご提出いただき、金銭消費貸借抵当権設定契約は2口となります。 ・災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例・倉敷市補助型）の借入申込みに当たっては、倉敷市が発行する『「高齢者向け住宅再建融資事業補助金」に係る利用確認書』の提出が必要となります。

(2019年4月1日現在)